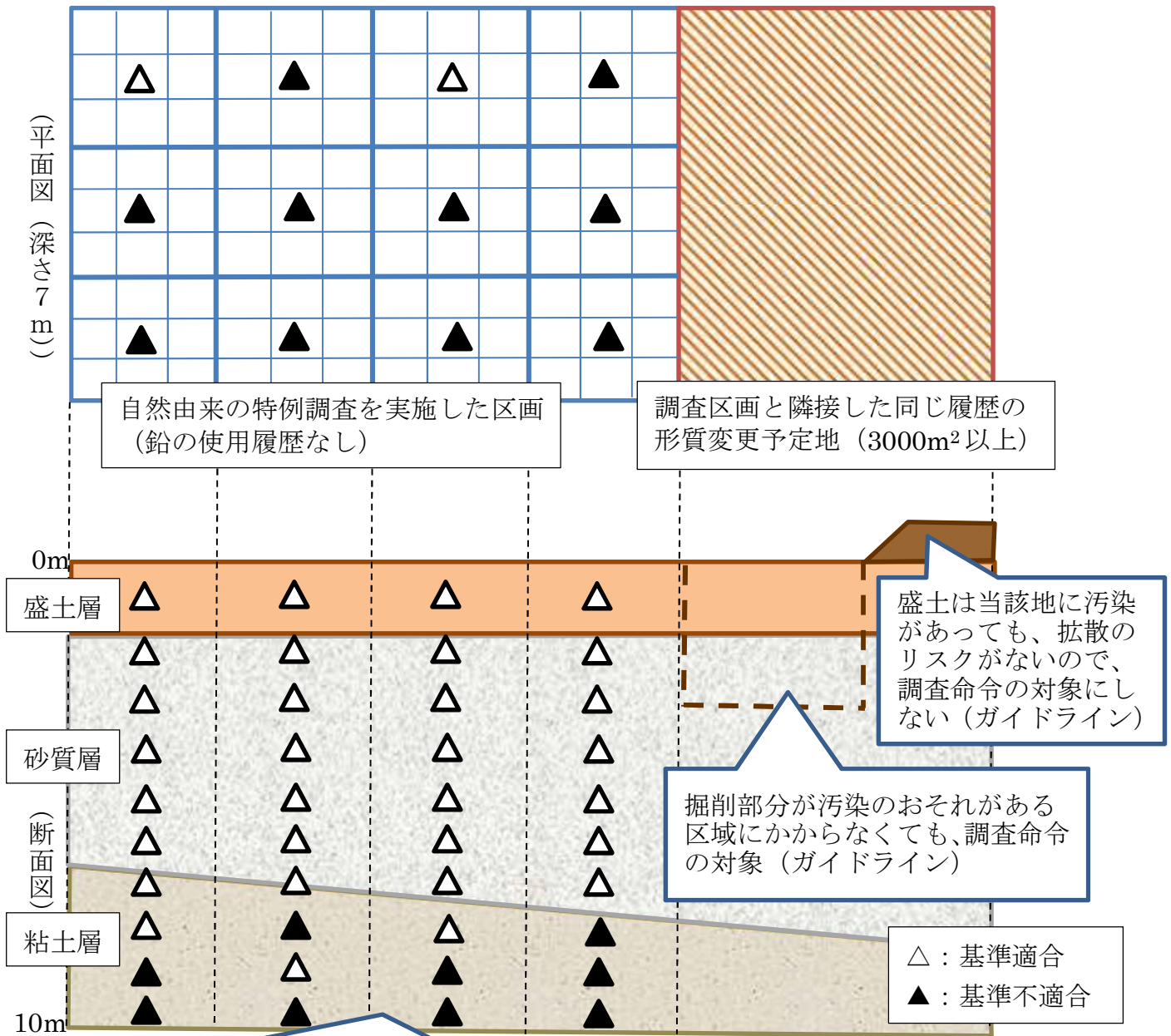


自然由来の指定基準超過に対する土壌汚染対策法第4条に基づく調査命令について

土壌汚染対策法に基づく 3000m<sup>2</sup>以上の形質変更の届出が提出された場合、当該地に有害物質の取扱履歴や汚染の確認された履歴がある場合、府は、土地の所有者に調査を命ずることができる。

環境省の土壌汚染対策法の通知・ガイドラインには、自然由来の規制基準超過が確認されている土地の近傍の土地は、調査命令の対象にすることが可能とされている。

○自然由来の基準超過が確認されている地層の深さを確認しており、施工計画等により汚染土壌の存在する深度まで掘削を行わないことが判断できる場合は、「当該土地の汚染を拡散させるリスクがない」ので、盛土のみが行われる土地と同様に、調査命令の対象としないことが可能ではないかとの相談を、府では受けている。



- ・7mより深い粘土層のみで、基準10倍以内の鉛の溶出量基準超過⇒自然由来の超過と判断
- ・7mより浅い層では基準超過は確認されていない
- ・粘土層の深さは、隣接する形質変更予定地でもボーリングによって確認

### ○土壤汚染対策法

第四条 土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）であつて、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。（略）

2 都道府県知事は、前項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、前条第一項の環境大臣が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

### ○土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン P. 29

特定有害物質により汚染されているおそれのある土壤の分布する深さより浅いところまでしか土壤を掘削しない場合であっても、土壤掘削範囲よりも深部で特定有害物質により土壤が汚染されているおそれがあると認められた場合には、法第4条第2項の調査の命令の対象になる。

### ○土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン p. 24、27 等

法第4条第2項の趣旨が、汚染されている土地において土地の形質の変更が行われればその土地の汚染が拡散リスクを伴うことから、調査を行わせ、必要に応じ要措置区域等に指定し、土地の形質の変更の規制等適切な管理を行わせることにある」ことで、「盛土は、それが行われる土地が汚染されていたとしても、これにより当該土地の汚染を新たに拡散させるリスクがない」ことで調査命令の対象としない。